

平成30年2月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成30年2月16日（金）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成30年2月定例会

日 時 平成30年2月16日（金）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（11名）

1番 佐藤 充	2番 小林 洋子
3番 さとう悦子	4番 山岸真知子
5番 根岸聡彦	6番 関田 貢
7番 中野志乃夫	8番 森田真一
9番 内野直樹	10番 石黒照久
12番 比留間朝幸	

2. 欠席議員（1名）

11番 鈴木 明

3. 出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 尾崎保夫
副 管 理 者 藤野 勝	助 役 伊藤俊哉
会 計 管 理 者 小松耕輔	事 務 局 長 村上哲弥
総 務 課 長 藤野信一	業 務 課 長 利光良平
計 画 課 長 伊藤 智	参事(施設整備) 片山 敬
参事(施設更新) 小暮与志夫	総務課長補佐 谷川知治

議事日程（第1号）

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第 1号 （仮称）不燃・粗大ごみ処理施設整備工事請負契約の締結について
- 第4 議案第 2号 小平・村山・大和衛生組合（仮称）新ごみ焼却施設事業者選定審議会設置条例
- 第5 議案第 3号 平成29年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第3号）
- 第6 議案第 4号 平成30年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について
- 第7 議案第 5号 平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

午前9時27分 開議

○議長【関田貢】 皆さん、おはようございます。定刻前ではありますが、皆様おそろいでございますので、始めさせていただきます。本日は開議時間を30分早めまして9時30分といたしましたのでご了承願います。

また、議事終了後、管理者報告及び議員説明会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、武蔵村山市の鈴木明議員から欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○議長【関田貢】 日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【関田貢】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第77条の規定により、議長から

申し上げます。

4 番 山岸真知子議員

8 番 森田真一議員

1 2 番 比留間朝幸議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第3 議案第1号 (仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設整備工事請負契約の締結について

○議長【関田貢】 日程第3、議案第1号「(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設整備工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。よろしく申し上げます。ただいま上程されました議案第1号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設整備工事の実施に伴う工事請負契約を締結する必要から提案するものでございます。本工事の入札につきましては、一般競争入札を行いました結果、メタウォーター株式会社営業本部東京営業部が消費税込みで26億6,760万円で落札し、1月23日に仮契約を締結したものでございます。

本工事の概要でございますが、小平市中島町2番2号にございます面積約3,690平方メートルの敷地に、不燃ごみ及び粗大ごみ合わせまして、1日当たり28トン进行处理することができる施設を整備するものでございます。

詳細につきましては事務局長が説明をいたしますので、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長【村上哲弥】 議案第1号の内容につきまして説明申し上げます。

本契約案件の入札につきましては、入札参加希望者から参加資格確認申請書の提出を求めて参加資格の確認を行った後、設計図書等の基礎審査図書の提出を求めて、これを技術面から審査した後に入札を行う一般競争入札により行うこととしました。

参加資格確認申請書の提出があったのは2者でしたが、その後の基礎審査図書の提出があったのは1者でした。提出された基礎審査図書について技術審査を行い、その結果、組合の要求する仕様水準を満たせると判断できたことから、本年1月22日に入札を行いました。

お手元の議案第1号資料の5、入札参加者及び入札金額をごらんください。議案の裏面でございます。入札の結果、第1回目の入札で入札金額24億7,000万円、消費税込みで26億6,760万円でメタウォーター株式会社営業本部東京営業部が落札し、1月23日付で仮契約を締結したものでございます。

メタウォーター株式会社は、当衛生組合で現在稼働しております粗大ごみ処理施設のプラントメーカーでございますとともに、資源物中間処理施設の整備工事の受注者でございます。同社の類似施設の実績といたしましては、川崎市及び種子島地区広域事務組合において受注実績がございます。

工事の概要につきましては、議案第1号の関係資料に基づきまして、担当参事から説明申し上げます。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 それでは、議案第1号参考資料2、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備工事概要につきましてご説明申し上げます。

まず資料の説明に入ります前に、本工事は設計・施工を一括して発注する性能発注方式を採用しましたので、この性能発注方式についてご説明いたします。

性能発注方式は、発注者が施設の性能を提示し、建設工事を請け負おうとする者が性能を満たす設計を提案し、受注者を決定する方式で、完成する施設の

性能を確保しやすく、構造や方式が違っていても機能は確保できるものでございます。リサイクル施設やごみ焼却施設など、廃棄物処理施設を構成する技術につきましては極めて高度なものとなっており、地方公共団体が独自に詳細な設計を行うことは困難でございます。

このため、設計・施工両方の技術要素を統合できる技術力を有するプラントメーカーが一括して請け負う方式が採用されております。また、詳細な図面により方式や形式を明示することが、意図的ではなくとも製作者を指定することもあり、経済性や公平性を損なうおそれもございます。

請負者は一般の工事に求められます施工上の瑕疵担保とあわせて、設計上の瑕疵担保責任が求められることとなります。また施設の建設工事が完了し、稼働を開始した後においても、性能に疑義が生じた場合は請負者の負担において確認を行い、性能条件を満たしていない場合は請負者の責任において改善の義務が課せられるところが、この発注方式の大きな特徴でございます。

廃棄物処理施設につきましては、一般的に性能発注方式により整備が進められており、現在稼働しているごみ焼却施設、建設中の資源物中間処理施設においても、この性能発注方式を採用しております。

それでは、お手元の議案第1号参考資料2をごらんいただきたいと思います。

まず、1の施設概要でございます。設計施工契約でございますので、設計は本契約後となりますが、ここでは、仮契約時にメーカー設計段階の資料をお示ししております。本契約後、設計に入りますので、建物の概要及び各図面につきましては、あくまでも参考としてお示しするものでございます。

施設の建設場所は小平市中島町2番2号、現在の小平市清掃事務所用地でございます。敷地面積は約3,690平方メートル、工事の内容は、基本・実施設計、建築・土木工事、プラント工事、電気工事、清掃事務所の解体工事でございます。施設において処理する廃棄物の種類は不燃ごみと粗大ごみで、施設規

模は1日5時間の操業で28トン、施設の処理方式は手選別、破碎・機械選別でございます。

操業時間につきましては、受け入れは月曜日から金曜日までの8時30分から17時まで、処理時間は1日当たり5時間を基本とします。年末年始など繁忙期や貯留量の状況により、19時を限度に延長運転を行います。

建物につきましては、高さが20メートル、地下6メートル程度を標準としております。工期につきましては、平成32年3月31日までとしております。

ページを1枚おめくりください。A3の図面が3枚ございます。まず1枚目でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理フローを示しております。不燃ごみの処理系統を青、粗大ごみの処理系統とその後の破碎系統を赤にしております。

まず不燃ごみの処理についてご説明いたします。組合に搬入された不燃ごみは、プラットホームから不燃ごみピットに投入されます。貯留された不燃ごみはピットからクレーンにより不燃ごみ供給コンベアに投入いたします。

この後、不燃ごみ破袋機で袋を破き、手選別コンベアへ運ばれ、ここで不燃ごみ中の小型家電及び処理不適物を取り除きます。この手選別コンベアは既存の施設にはなく、新たに設置するものでございます。小型家電の資源化の推進、処理不適物を取り除くことができますが、この不適物を取り除いた残りは粗破碎機へ投入されます。

次に、粗大ごみの処理についてご説明いたします。各受入ヤードで受け入れた粗大ごみは、再利用対象品、小型家電、金属製粗大、処理不適物などを選別貯留し、それ以外のものを粗大ごみ供給コンベアへ投入し、先ほど説明いたしました手選別後の不燃ごみと合わせ、粗破碎機へ投入いたします。この粗大ごみの一連の作業につきましては、既存施設においては屋外で貯留・作業をしているものでございますが、本施設においては全て屋内で処理いたします。

次に、破碎・選別工程について説明いたします。不燃ごみと粗大ごみは合わせて低速で回転する粗破碎機で、おおむね40センチ以下に粗破碎をいたします。粗破碎したごみを次に高速回転破碎機に投入し、細かく碎きます。その後、選別設備において、まず磁選機で鉄類を、次にアルミ選別機でアルミを選別し、残りを破碎残渣として貯留いたします。

フロー図の右上の黄色い部分は、脱臭系統を示しております。ごみピットや受入ホッパ、破碎選別各所についてサイクロンやバグフィルターを用い、粉塵を除去します。次に脱臭装置を通し、臭気を除去し、屋外に放出いたします。

資料を1枚おめくりください。断面配置図でございます。この図は南側から見た断面配置図でございます。したがって図の右側が東、足湯側となっております。足湯側には民家も近くなっておりますので、東側は建物の高さを抑え、西側ごみ焼却施設の方にだんだんと高くすることで、圧迫感の軽減を図っております。東側足湯側の建物の高さは9メートル、西側ごみ焼却施設側で19.5メートルとなっております。

資料を1枚おめくりください。全体配置図でございます。図の右側が東、足湯側となります。この図の赤い線はごみの搬入車両、青い線は破碎選別後の鉄やアルミ、破碎残渣等の搬出車両の動線でございます。

搬入車は施設の東の北側からプラットホームに入場し、ごみをおろし、南側から退場いたします。プラットホームの入場に際し、北側の道路や足湯側から収集車が視認できないように防音壁を設置し、景観と防音に配慮いたします。施設稼働時も全体を機密性の高い屋内で処理することで、粉塵の飛散防止や騒音に配慮しております。

資料の説明は以上でございますが、次に工事の工程についてご説明いたします。

議決いただいた後、直ちに基本設計に着手いたします。本年6月ごろから清

掃事務所の解体工事、1 1月ごろから新施設の建設工事に入り、平成32年1月ごろから試運転を行い、平成32年3月竣工の予定としております。

説明は以上でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○7番【中野志乃夫】 まず最初に、入札に際して結局最終的に1者ということですけど、もう1者というのはどちらだったのかをちょっと教えてください。

○総務課長【藤野信一】 資源物処理施設でも入札参加いたしました新明和というところが1者、資格申請をいたしました。

以上でございます。

○7番【中野志乃夫】 新明和さんは何で最終的に審査に応募しなかったとか、その辺はコメントか何か述べているんでしょうか。

あと、事務局としては、最終的に1者のみということになって、金額的などころで言うところのぐらゐが妥当という判断をされているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○総務課長【藤野信一】 入札参加申請書を出したのが2者ございまして、そのうち基礎審査図書を出したのが最終的にはメタウォーター1者のみでしたが、担当レベルでの話ですけど、やはり辞退したメーカーさんの話によりますと、組合の予算規模、事業規模が非常に厳しいというお話をされていたようです。で、基礎審査図書を出すまでに至らなかった、そういうような状況でございます。

以上でございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

○7番【中野志乃夫】 今の関連で。事務局として24億7,000万円という金額、これは大体このぐらゐの想定ということだったのか、それともかなり調整した末、こういう金額になったのか、ちょっとその辺はどうなんでしょうか。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 事業費を算定するに当たり、プラントメーカーから提案図書の条件書をもとに見積もりの徴収をいたしておりますけれども、この徴収した見積もり金額を十分精査しております。まずは土木建築、それから機械工事と解体工事と分解して、各社の平均をとる形を行っておりますけれども、その後に実勢価格といえますか、工事の落札比率等も勘案して事業費を算定しておりますので、本来この算定された事業費が妥当な金額であるということで判断しております。

以上でございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

○3番【さとう悦子】 性能発注方式というところなんですけれども、特に要求したようなことがあったかというか、今回の申し込みにこちらから要求した特徴的なことがあったら、そこを教えてください。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 まず大きな機械的な性能といたしましては、指定した廃棄物の種類や量、これを適正に処理ができるということ、それが基礎的な考え方でございますけれども、それに加えて、現在の既存の施設の状態を見ますと、やむなく屋外で作業している部分もあります。こういったものを屋内で全て処理できるように、粉塵や騒音、臭気に関して十分配慮ができる施設であるということと、それから足湯、民家に近くなりますので、収集車が直接あまり見えないようにという配慮も必要だということ、組合の要求する仕様としております。

以上でございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【関田貢】 質疑がないようでしたら、質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いします。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第3、議案第1号「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備工事請負契約の締結について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合(仮称) 新ごみ焼却施設事業者選定審議会設置条例

○議長【関田貢】 日程第4、議案第2号「小平・村山・大和衛生組合(仮称)新ごみ焼却施設事業者選定審議会設置条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第2号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、今年度中に整備基本計画を策定し、平成30年度からは発注に向けた事務を進めることを予定いたしております、(仮称)新ごみ焼却施設について、その建設工事等を発注する事業者を、総合評価一般競争入札により、公正かつ公平に選定するため、(仮称)新ごみ焼却施設事業者選定審議会を設置することについて、条例を制定するものでございます。

主な内容でございますが、審議会は、事業者の選定等に関して調査審議いただくものとし、識見を有する者5人以内をもって組織するものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日を予定いたしております。

詳細につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○事務局長【村上哲弥】 議案第2号の内容につきまして説明申し上げます。

第1条及び第2条の要旨といたしましては、(仮称)新ごみ焼却施設の建設工事等の事業者選定につきましては、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札による方式、すなわち、価格その他の条件が組合にとりまして最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる方式によって行うことを予定してございます。

この総合評価方式による場合、入札参加者のうち最もすぐれた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を、落札者決定基準として定めることとなりますが、これを決定するとき、そして必要に応じて、この落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞かなければならないものと、地方自治法施行令では規定されております。

今回設置を考えております審議会は、こうした法令上の意見聴取手続も兼ねまして、事業者を公正かつ公平に選定するために、管理者の諮問に応じて調査審議いただき、答申をしていただくものでございます。

次に、第3条におきましては、審議会は、識見を有する者のうちから管理者が委嘱する委員5人以内をもって組織するものとしてございます。なお、委員の人選につきましては、ごみ焼却施設の専門家、実務経験者や、大学の先生などが適任かと考えているところでございます。

次に、第6条におきましては、会議の運営等について規定してございます。

なお、調査審議の過程におきましては、参加企業が保有する独自技術の企業情報を取り扱うことなどから、第5項では、審議会の会議は公開しないものとしております。

ただし、業者選定の過程では、例えば入札公告の際の入札説明書や、一般的な仕様書に当たります要求水準書、落札者決定基準の公表などがございますので、その都度議会にも情報提供や説明をしております。

次に、附則をごらんください。こちらの第2項によりまして、小平・村山・大和衛生組合議会の議員等の報酬等及び費用弁償等に関する条例を改正し、審議会の委員の報酬としまして、既に組合にございます公務災害補償等審査会などと同額の、会長につきましては月額1万3,000円、その他の委員につきましては月額1万2,000円といたします。

終わりに、ご参考まで、今後の事業者選定スケジュールの概略について説明させていただきます。

組合といたしましては、来年度から（仮称）新ごみ焼却施設の要求水準書などの作成に取りかかりまして、審議会につきましては、平成30年8月前後に第1回を開催したいと考えております。その後、おおむね1年半の期間をかけまして事業者選定を進め、平成32年2月ごろに審議会に落札者決定基準に基づいた最優秀業者を選定いただき、その結果を踏まえまして、組合として落札者を決定してまいることを予定しております。

以上でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○9番【内野直樹】 1点確認なんですけど、先ほどの説明の中で、審議会の会議は公開しないという説明があったかと思うんですけども、確かに技術の部分に関しては公開できない部分があるというのはわかるんですけど、例えば会議録みたいなものの作成はどうか、その技術的なところは伏せたとして

も、それ以外のどういうやりとりが行われているのかということは、なるべく公開したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その点はどうか教えてください。

○総務課長【藤野信一】 会議の開催に当たりましては、一般市民が傍聴とか、そういった部分については非公開ということにさせていただきたいと思います。市民以外でも会議には、当然参加する意思を持っております業者さんも傍聴できますので、そうしますとそういった情報が適正な競争を損なうことがありますので、そういった部分については非公開。それから会議の過程については、内部決裁をとりながら公開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【関田貢】 ほかに。

○7番【中野志乃夫】 まず、新ごみ施設の大変大事な内容ですし、当然どこかで審議会の設置は必要だと思いますが、この段階でもう設置して、結構な期間をかけて、最終的な入札のそういったことの検討まで全部ここがやる、今の説明ですとそう受け取れますけれども、それはもうここにほとんど、次のこのごみ全体の内容、焼却施設の全体をある面委ねる形で行っていくという内容になるのか。

それとあとは、今日もありますけど、この間この組合議会でもいろいろ途中で説明ということで、新ごみ焼却施設の基本計画といいますか、その報告はされています。もうこの内容に基づいて全てやるのか、それとも、これは当初私も言っていますけれども、そもそも場所の選定からもう一度考えたほうがいいんじゃないかということも踏まえて、厳密にこの組合にとってどういうごみ焼却施設が一番適切なのか、そういったことを具体的にこの審議会の中で審議することになるのか、具体的な内容としてはどういう形になるのでしょうか。

○総務課長【藤野信一】 この条例で設置します選定審議会ですが、タイトル

にありますとおり、(仮称)新ごみ焼却施設の業者選定に限定しての審議会でご
ざいますので、場所の協議だとかそういったことについての中身は、所掌事項
としては入ってございません。

もちろん事務局のほうでいろいろ落札者決定基準とかをつくる時に、組合
の考え方を盛り込んだものをつくりまして、審議会に諮りまして、審議会のほ
うで協議いただく、そのような内容でございます。入札説明書とか落札者決定
基準を主に審議していただきまして、業者さんの一番優良提案のものを選んで
いただく、そこまでが事務内容でございます。

以上でございます。

○7番【中野志乃夫】 字句どおりの業者選定のためのということですが、
も、これはごみ焼却炉全体のものに対してこういうものを設置するということ
ですが、今回やった粗大ごみとか、あとは3市共同のそういった施設のときは
は、そういうものは設置していませんよね。あえてこれはごみ焼却炉総体のも
のだから設置する形になるのか、そもそも今まで設置しなくて、今回こういう
形のもを設置するという理由をちょっと教えてください。

○総務課長【藤野信一】 これまでやってきました資源物中間処理施設、ある
いは不燃・粗大ごみ処理施設ですけど、ある程度決まった設備の形式がござい
ますが、今度の新しい焼却施設のほうでは、ストーカだとか、それから流動床
だとか、いろんな技術を提示できる範囲が非常に多うございます。そういった
関係で、焼却施設については、価格だけではなくて総合の評価、技術面も考慮
した形での入札を考えております。

それからこの条例を設置する理由ですが、この審議会のほうに管理者から諮
問しまして、今のところスケジュールで1年半ぐらいかけまして、長期間、調
査審議いたしまして、その後に答申ということになります。なおかつ多額の予
算を伴いますので、このような附属機関としての位置づけと考えられましたの

で、条例で設置した、そのような内容でございます。

以上でございます。

○7番【中野志乃夫】 何度も済みませんが、ちょっとよくわからないのは、今までこういうものを設置した例は、過去あるんでしょうか。まず1点。過去、これを建てるときにもそういうことをやりました、だからそういうふうにしていきますということなのか。

それと、今の話ですとあくまでも業者の選定ですよ。業者の選定のためだけに、これだけ長期間かけて、それで専門家を入れてという話ですが、私がちょっと疑問に思うのは、この今組合が出している組合の基本計画そのものも審査して妥当なのかとか、当然そういう内容を審議するんだったら、それだけの専門家を入れて長期に時間をかけて審議するというのはわかりますけれども、業者だけの選定のために設けるというのはちょっと意味がわからないんですけども、どうなんでしょうか。

○総務課長【藤野信一】 今回、この焼却施設に限ってということですが、組合では過去にこういった附属機関の位置づけとしての審議会、選定委員会を設けた例はございません。今回初めてでございます。

最近の多摩地域の事例を見ますと、条例を設置して選定作業に入る団体が増えているといいますか、そういった傾向がございます。組合でもそういった傾向があるということをいろいろと調べまして、それで今回、附属機関ですのでもちろん条例が必要ですので、条例設置とさせていただきました。

以上でございます。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 まず、この長期にわたるということでございますけれども、今回の審議会は総合評価をもとに技術を評価していくということが含まれます。これに関しましては、要求水準書は現状の基本計画に基づいて、組合のほうでつくっていきますけれども、それに対して、業者にその総

合評価をするとき、どういった評価項目にしたらいいのか、そういったところをまず検討していただきます。

その上で、今度は入札公告を出しますと、業者から逆に提案が上がってきます。提案が上がってきたものを、それに対してまた審議をしていきますので、期間は非常に長くなっております。回数的には5回程度になるかと思えますけれども、そういったプラントメーカーから出てきた提案図書をまた精査していく。技術提案書が出てくるまでにもかなり時間がかかりますので、そういったことがありますので、時間的には非常に長くかかっているという状況でございます。

以上でございます。

○7番【中野志乃夫】 ちょっとその説明だけじゃよくわからないんですけど、その提案書を要求してというか、発注の準備段階という形になるんですか、その段階というのは、今からするからもう審議会は必要だ、専門家の意見を聞く必要があるというならわかるんだけど、実はそうじゃないですよ。発注をいろいろかけて、提案書って、やっぱり何か月とか、1年単位とかじゃなくてせいぜい半年単位とか、そういうレベルで決めていくんじゃないんですか。

ですから、単純に業者の選定だけで審議会を設置するなら、はっきり言ってもっと短くて済むんじゃないか。逆に今からそういった専門家の人たちを入れていくなら、基本計画そのものも審議してもらってというか、意見を述べてもらうような役割を担ってもらってもいいんじゃないかといえますか。ちょっとその期間が、今の話だともう、今からその提案書のこと審議するために必要かのように見えますけど、実はそうじゃないですよ。

期間的には、実際組合からこういうことで入札段階でお願いして、いろいろ審議してもらうのは、もっと短い期間で済むわけですから、単純にそのためだけだったら、もっと短い期間で設置すればいいんじゃないかという気がする

んですけど、何かそこがちょっとよくわかりません。どうなんですか。

○参事（施設整備）【片山敬】 今の技術評価の期間が長いのではないかと
ご質問でございますけれども、まず資源物処理施設、それから粗大ごみ処理
施設とは、焼却施設は大きく異なります。一つは物理処理、化学変化といいま
すか、燃焼を伴わないプラントでございます。一方焼却施設はごみを燃やすわ
けでございますので、化学プラントという要素がございます。

そういう面で、メーカー側の技術介入要素、性能発注で発注させていただ
きたいというお話をいたしましたけれども、その要求水準に対して業者側の技術
介入のレベルが、もうかなり違ってくるというか、幅広く奥深くというような
状況でございます。

そういうことを考えまして、資源物処理施設と、それから不燃・粗大ごみ施
設については、価格競争を主体とする発注方式でいいだろうと。これには私
どもは工事監理の業者もおりますし、委託させていただいていますし、それ
から技術管理、技術支援を受けている部分もございます。こちらのほうで技
術的評価はできるのではないか、結果として価格競争でできるのではないか。

ただし、焼却につきましては今申し上げたとおり、そういうメーカー側の技
術介入の程度が大変大きいものですから、しっかりとした技術管理をしてい
くとともに、やはり価格だけではなく総合評価という形で、技術面も評価さ
せていただいて、技術と金額両面から業者を絞っていきたい、このような考
えのもとに、今回審議会を設置させていただきたいというものでございま
す。したが、どうしても時間的には多くの時間を費やしてしまうということ
でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○7番【中野志乃夫】 しつこくて申しわけないですけど、もうちょっと具
体的に言ってほしいんですが、実際にそういった審議するための期間というの
は

どれぐらいなんですか。

○総務課長【藤野信一】 他団体の例を申し上げますと、最近契約した団体ですが、この団体の例で言いますと、平成27年の10月に第1回の選定委員会が開かれております。それから5回の選定委員会を経まして、最終的に落札者の公表に至ったのが平成28年の10月、ですから約1年間かけて審議して、1年後に業者を公表という、そのようなスケジュールになっております。

以上でございます。

○7番【中野志乃夫】 その例で言ったら、1年前でもいいわけですよね。施設整備の施設更新スケジュールから見たって、言ってみればもう2年ぐらいかけてと、今回そういう設置条例の内容になるかと思うんです。

私は別に設置するなと言うつもりはないです。そういう専門家を入れるなら、今の基本計画そのものの内容がどうなのかということもぜひ、そういう専門家に見ていただけないのかということがありますけれども、どうなんですか。実際は大体1年以内で済む審議を、今からさらに1年プラスして審議会条例を設置して審議してもらおうということなら、当然そういう時間も余裕もあるんじゃないかと思うんですけれども、どうなんでしょう。

○総務課長【藤野信一】 今回議案として2月定例会に出しましたけど、組合の議会の定例会は年2回でありまして、条例議案を出す機会が今日を逃しますと、次の11月定例会になりますので、出すタイミングとしてはこの時期しかございませんでした。

以上でございます。

○7番【中野志乃夫】 わかりました。タイミング的に条例を出すのに、あとは次は11月になっちゃうからということであれば、それはそれで理解できないことはないんですが、せっかくそれだけの時間をかけて専門家を募るのであれば、専門家の皆さんが審議会の中で答申を出すにしたって、基本計画の内容

をもとにして入札の内容が妥当かどうかを検討するわけですから、当然この内容に関しても十分審議してもらって、いろいろ問題点があるのかないのか含めて、ぜひそういった専門家には意見を言ってもらうようなことをちょっと要望しておきます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑。

○1番【佐藤充】 第3条なのですが、「識見を有する者」ということで、定数が5人以内という規定をするわけですが、この「識見を有する者」という中身、どういう識見なのかというところを一つ確認させていただきたいと思っています。

総合評価方式ということですから、今話があったように、価格面と技術面になるわけですが、私などは総合技術評価という、これに加えて例えば社会的な貢献、その事業者がどういう役割を果たすのか、事業者の労働者との関係でのさまざまな労働条件の規定だとか、そういうことも含まれるかなという認識を持っています。

そういう点での関係で、総合評価方式というのはかなりのいろんな審査項目があるわけですが、そういった面での識見も必要とするのかなとちょっと認識をするわけです。そこら辺の確認と、その識見とは何かというところを、もう少し詳しくご説明いただければありがたいです。

○総務課長【藤野信一】 第3条の組織ということで、識見を有する方が5人以内という規定をしております。この5人というのは最近の傾向で、5人の規定を設けている団体が一般的でございますので、組合もそれに倣ったような形になります。識見はどういった方かといいますと、ほかの団体を見ますと、大学の教授がお二人ぐらい、環境分野と経済分野の専門家の方が入っているようです。それからごみ焼却施設の専門家がやはり入っておりまして、あとは実務経験者、実際のごみ焼却に携わっている、そういった方も入っているようで

ございます。

総合評価ですので、価格だけではございません。技術、それからもちろん社会貢献度、いろんな要素があります。ほかの団体さんを参考で見ますと、通常ですと地域の貢献度のほか、雇用率がどの程度かとか、そういった貢献度を評価する項目が入っております。もちろん廃棄物処理施設にも入っておりますけど、社会性何点とか、技術力何点とか、そういった配点がありますが、相対で言いますと、社会性ももちろん評価しますが、技術力重視かなというのが見て取れます。

組合もこれからそういった他団体を参考にしながら、もちろん社会性も取り込みまして、基準をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番【佐藤充】 わかりました。ちょっと確認をしたいと思いますが、したがって今のご説明の中身からいって、委員5人以内という中には、市民公募的なものは入らないということの確認でよろしいのでしょうか。

○総務課長【藤野信一】 委員さんについては実務経験者、大学の教授、そういった専門家の方を考えておりまして、技術評価もメインとなり、高度な専門性を要しますので、市民の方が入ってもなかなか困難ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑はございませんか。

○8番【森田真一】 こういう大きい工事をやるときに、特に東京都なんかはそうなんですけれども、この間、業者さんを募ったら1者しか入ってくれなくてということで、いろいろ選定に困るということがあったかと記憶しているんですけれども、全体としてはほんとうは複数者に入札してもらって、その中から最も適正な業者を選びたいわけですね。

ところが先ほどの不燃・粗大ごみのところでもあるように、残念ながら1者しか申し込みがなく、そこをお願いしなきゃいけないような状況というのは、この新ごみ焼却炉の建設の中でも、絶対ないとは言えないと思うんです。

そうしたときに、なるだけ複数の業者を確保しようという方策はあるのかどうかということが、この審議会の中で検討されるのかどうかというところを伺いたいと思うんです。もう全く来たものを、その中だけで選ぶことがこの審議会の仕事なのか、そのようなことも勘案して議論されるのかということをお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長【藤野信一】 総合評価方式の一般競争入札ですと、非常に参加業者が少ないというのが最近の傾向でございまして、1者入札、あるいは多くても2者のようです。それでなかなか総合評価ですと、審査のための時間、経費、能力、そういったものが相当参加業者に負担がかかっているという話を聞いております。ですからなるべく多くというこちらの希望はありますが、業者にとっては非常に負担になるのではないかなと考えております。

ただ、できるだけ多くの方に参加していただきたいと考えておりまして、組合のほうでは、焼却炉はストーカ炉という炉の方式になっていますけど、そういった方式に限定せずに、流動床だとか、そういった別の方式を持っているメーカーさんも参加できるような条件設定をして、なるべく多くの業者さんに参加できるような入札を考えております。

以上でございます。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 少しつけ加えさせていただきますけど、今話がありましたとおり、焼却炉の型式を限定しないということで、さらにプラントメーカーの参入の幅が広がるということもございまして。それから、今後要求水準書等をつくっていくわけですけれども、このメーカーでなければできないとか、そういった限定的になるような仕様をつくらないことも勘案しながら、

今後事務局のほうで作業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第4、議案第2号「小平・村山・大和衛生組合（仮称）新ごみ焼却施設事業者選定審議会設置条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第3号 平成29年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第3号）

○議長【関田貢】 日程第5、議案第3号「平成29年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第3号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算

の計数整理を行い、また、事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,129万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,500万5,000円とするものでございます。

今回の補正の内容でございますが、歳入につきましては、国庫支出金、財産収入及び諸収入を増額し、繰入金及び組合債を減額するものでございます。

歳出につきましては、公債費を増額し、総務費及び塵芥処理場費を減額するものでございます。

補正の内容につきましては事務局長が説明いたしますので、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【村上哲弥】 平成29年度一般会計補正予算（第3号）につきまして、説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を1枚おめくりください。補正額でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,129万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億4,500万5,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳入予算の補正内容につきまして説明いたします。3款、国庫支出金、1項1目、廃棄物処理施設整備費補助金でございます。3市共同資源物処理施設整備工事に係る交付金対象事業費の増に伴い、循環型社会形成推進交付金を増額するものでございます。

4款、財産収入、1項1目、利子及び配当金でございます。主に定期預金による運用益があったことなどにより増額するものでございます。

次に、5款、繰入金、1項1目、財政調整基金繰入金は、主に後ほど説明いたします歳出の減に伴い減額するものでございます。

次に、7款、諸収入、2項1目、雑入は、鉄くず等の資源化において、見込

みを上回った単価で売却できたこと、及び放射能測定に要した費用の東京電力からの賠償金などによる増額でございます。

8 款、組合債は、交付金対象事業費の増により交付金が増額となることから、減額するものでございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。歳出予算の補正内容につきまして説明いたします。2 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費のうち、2 節、給料、3 節、職員手当等、及び 4 節、共済費は、職員の異動等による変動分を精査したことに伴うものでございます。9 節、旅費は、職員の出張が見込みを下回ったことにより、減額するものでございます。1 3 節、委託料は、健康診断等委託では、二次健診受診者の減により、広報紙業務委託、及び施設等維持管理委託は、契約差金が生じたことにより減額するものでございます。

2 目、財産管理費、8 節、報償費は、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事請負業者を選定するための委員会を設置しなかったことにより、委員への謝礼を減額するものでございます。

1 4 節、使用料及び賃借料は、3 市共同資源物処理施設建設用地借上料を 1 2 カ月分予算計上していたのが、5 カ月分に変更となったことによる減額でございます。

2 5 節、積立金でございます。歳入で説明いたしました運用益の増により、それぞれ増額するものでございます。

次に、3 款、塵芥処理場費でございます。1 項 2 目、塵芥処理維持管理費でございます。1 1 節、需用費では、薬品油脂類で、主に焼却灰の処理に使用するキレート剤、排ガス処理に使用する消石灰の使用量が増えることにより、増額するものでございます。

2 7 節、公課費は、排ガス中に含まれる硫黄酸化物の量が見込みより減となったことによる減額でございます。

2 項 1 目、塵芥処理場建設費、1 1 節、需用費の食糧費、及び 1 4 節、使用料及び賃借料は、施設見学会の実施回数の減により減額するものでございます。

1 3 節、委託料は、事業を進める上で必要となる経費を除く契約差金を減額するものでございます。

8 ページ、9 ページの公債費は、平成 2 8 年度に借り入れた起債において、当初見込んだ借入利率 0.1 % が、0.2 % となったことに伴う増額でございます。

次の 1 0 ページ、1 1 ページにつきましては、給与費明細書及び地方債の調書でございます。

以上が、補正予算（第 3 号）の説明でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑を終了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

日程第 5、議案第 3 号「平成 2 9 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第 3 号）」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 4 号 平成 3 0 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について

日程第 7 議案第 5 号 平成 3 0 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

○議長【関田貢】 日程第 6、議案第 4 号「平成 3 0 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、及び日程第 7、議案第 5 号「平成 3 0 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、以上 2 件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第 4 号及び議案第 5 号につきまして、一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、施設の適正かつ計画的な維持管理に努め、効率的で安定したごみ処理事業の運営を図りますとともに、3 市の市民の皆さんが将来にわたって安心して衛生的な生活を送ることができるよう、各施設の整備・更新を着実に進めてまいります。

また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ、管内市民との深い信頼関係を構築してまいります。

平成 3 0 年度の予算総額は 3 8 億 2, 0 0 0 万円でございます。分担金につきましては、平成 2 9 年度と比較いたしまして、1 億万円多い 1 7 億 2, 0 0 0 万円のご負担をお願いするものでございます。また、新たにごみ焼却施設発注支援業務委託の債務負担行為を設定するものでございます。

具体的な内容につきましては事務局長が説明をいたしますので、よろしくご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【村上哲弥】 それでは、平成30年度一般会計予算の内容につきまして説明いたします。

予算の編成に当たりましては、組織市の厳しい財政状況の折、貴重な税金からの分担金であることを十分認識し、最少の経費で最大の効果をもたらすよう、予算編成を行ったところでございます。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページをごらんください。事業の実施に当たりましては、(1)の組合事業の基本事項にございますとおり、引き続き関係法令を遵守し、効率的で安定したごみ処理事業を行うとともに、施設保全スケジュールに基づき、ごみ処理施設の計画的な維持管理を行ってまいります。

また、あらゆる機会を通じ、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいりたいと存じます。

次に、(2)の平成30年度主要工事等でございますが、既存施設の定期的な補修工事に加え、3市共同資源物処理施設整備工事、及び不燃・粗大ごみ処理施設整備工事、並びにごみ焼却施設の発注支援業務委託などを予定しております。

次に、2ページをごらんください。組織市3市から組合へのごみ搬入量の見込みでございます。平成30年度は、可燃ごみが6万1,681トン、不燃・粗大ごみが計8,048トン、合計で6万9,729トンを見込んでおります。前年度の当初予算時と比べ、312トン多くなっております。

次に、7ページをお開きください。衛生組合の主な財源である分担金の平成30年度算出資料でございます。分担金は、運営経費分と施設整備基金分を合計し、17億2,000万円をお願いする予定でございます。平成29年度と比較すると、1億円の増となっております。

それでは、予算書に沿いまして説明をいたします。予算書の表紙をおめくりください。議案第5号の第1条に記載のとおり、平成30年度のごみ処理事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ38億2,000万円を計上してございます。前年度当初予算に対しまして10億4,000万円の増額でございます。

2枚おめくりください。第2表、債務負担行為でございます。ごみ焼却施設発注支援業務委託の債務負担行為を設定するものでございます。

右のページをごらんください。第3表、地方債でございます。3市共同資源物処理施設整備事業、及び不燃・粗大ごみ処理施設整備事業で借入れを予定してございます。

なお、平成30年度予算書においては、既に3市共同資源物処理施設の名称で契約、及び起債申請を行っている件名については、引き続きその名称を記載してございます。

ページを5枚ほどおめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入でございます。1款、分担金及び負担金でございます。分担金額につきましては、均等割10%、投入割90%の割合で求めたものでございます。前年度当初予算と比較し、1億円の増額となっております。

2款、使用料及び手数料でございます。行政財産使用料条例に基づき、電柱及びガス管腐食防止装置等の組合敷地への設置による土地の使用料でございます。

3款、国庫支出金でございます。3市共同資源物処理施設整備工事、及び不燃・粗大ごみ処理施設整備工事等に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

4款、財産収入は、基金に対する運用益の見込み額を計上いたしました。

5款、繰入金でございます。財政調整基金繰入金は、算出予算総額から分担金などの一般財源及び国庫支出金などの特定財源を除いた財源の繰り入れをす

るものでございます。職員退職手当基金繰入金は、職員の退職手当に充当するものでございます。施設整備基金繰入金は、不燃・粗大ごみ処理施設整備工事に充当するものでございます。

6款、繰越金は、前年度と同額の2,000万円でございます。

7款、諸収入でございます。1項1目、組合預金利子は、歳計現金に対する預金利子でございます。2項1目、雑入は、アルミなどの金属類の売り払いなどを見込んでおります。

8款、組合債でございます。3市共同資源物処理施設整備工事、及び不燃・粗大ごみ処理施設整備工事に係る起債でございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。歳出でございます。1款、議会費でございます。議員報酬及び速記委託など議会開催等に要します経費に加え、共済費には、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の負担金を計上してございます。

2款、総務費でございます。1項1目、一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。1節、報酬は、公務災害補償等審査会、行政不服審査会の委員、及び嘱託職員に対する報酬でございます。2節、給料は、特別職4人、一般職19人の給料でございます。3節、職員手当等は、一般職の各種手当、期末勤勉手当、及び退職手当でございます。4節、共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。

8ページ、9ページにわたる8節、報償費には、嘱託職員退職報償金、功労者表彰の記念品代、及び研修会講師謝礼を計上いたしました。9節、旅費は、職員の出張に伴う旅費でございます。10節、交際費は、昨年度と同額でございます。11節、需用費は、事務・事業用の消耗品費、図書費及び修繕料が主な内容でございます。

12節、役務費は、インターネット使用料、及び施設見学時の傷害保険料で

ございます。13節、委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」の発行、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーターの保守などの機器等保守整備委託でございます。14節、使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料、及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。

19節、負担金、補助及び交付金は、全国都市清掃会議、三多摩清掃施設協議会、職員の研修会などの負担金、地域共生事業「えんとつフェスティバル」及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。

10ページ、11ページをお開きください。2目、財産管理費でございます。1節、報酬は、ごみ焼却施設整備に係る事業者選定審議会委員に対する報酬でございます。11節、需用費は、車両の燃料費、及び各種設備や車両等の修繕料などでございます。12節、役務費は、郵便料・電話料、建物総合損害保険料などでございます。14節、使用料及び賃借料は、小平市、及び東大和市からの土地借上料、並びに財務会計システム借上料が主な内容でございます。

25節、積立金でございます。職員退職手当基金は、条例に基づき、組合固有職員給料の8%相当分を、財政調整基金は、平成29年度歳計剰余金見込み額の2分の1相当額を、施設整備基金につきましては1億5,300万円を、それぞれの基金の運用益と合わせ、積み立てをいたします。27節、公課費は、自動車重量税でございます。

3目、公平委員会費は、共同設置しております、東京都市公平委員会への負担金でございます。

2項1目、監査委員費には、監査委員の報酬、及び所要の経費を計上いたしました。

3項1目、余熱利用施設費は、足湯施設「こもれびの足湯」の管理・運営に要する費用でございます。8節、報償費は、足湯施設運営連絡会委員に対する

謝礼でございます。

12ページ、13ページにかけまして、11節、需用費は、清掃などで使用する消耗品、上下水道料、電気料金及び修繕料などでございます。12節、役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。13節、委託料は、施設の管理や警備、及び水質検査に要する委託料でございます。14節、使用料及び賃借料は、AEDの借上料でございます。

次に、3款、塵芥処理場費でございます。1項1目、塵芥処理総務費、9節、旅費は、業務課職員の出張旅費でございます。14節、使用料及び賃借料は、資源物売却先立ち入り検査等に係る有料道路通行料でございます。19節、負担金、補助及び交付金は、研修会・講習会への参加費、技術管理協会への負担金でございます。地域環境対策負担金は、小平市が行っております組合周辺地域の環境整備事業に対する負担金でございます。

2目、塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設、及び粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。

14ページ、15ページにわたる11節、需用費では、主に薬品油脂類、電気料金などの増により、前年度に比べ増額となっております。なお、修繕料につきましては、平成26年度から28年度までの決算額の平均額をもとに積算をしております。12節、役務費は、焼却灰の運搬量データを最終処分場へ送信するための電話料、及びごみクレーン2基の法定検査料などでございます。

13節、委託料でございます。参考資料の12ページから14ページにかけて詳細を記載してございます。処理・処分等委託は、最終処分場への焼却灰の運搬業務、施設等維持管理委託は、焼却施設などのプラント運転、炉内清掃などの処理場清掃、測定等委託は、各種環境測定業務の委託、機器等保守整備委託は、各種機器類の保守点検業務の委託でございます。

平成29年度まで東京たま広域資源循環組合に搬入していた破砕した不燃残

渣を資源化することについて、新たに予算計上いたしました。不燃残渣については、現在、日の出町の東京たま広域資源循環組合に搬入して埋め立てをしておりますが、搬入団体が減少し、平成30年度には他団体で搬入を予定している団体はゼロになる見込みでございます。当組合だけが埋め立てを継続し、日の出町にご負担をおかけすることを避けるため、資源化を行うものでございます。

予算の内容としては、不燃残渣の再資源化委託料、及び組合から民間委託業者までの不燃残渣を運搬する委託料でございます。また、資源物中間処理施設が平成31年3月に竣工するに当たり、引き渡し前の試運転に係るプラント運転委託料、及び残渣の運搬委託料を計上してございます。

予算書に戻りまして、14ページ、15ページの15節、工事請負費でございます。参考資料の14ページに詳細を記載してございます。焼却施設では、燃焼設備の定期補修のほか、4・5号ごみ焼却施設は、平成37年度まで稼働する期間を想定した維持補修を行い、3号ごみ焼却施設は、平成32年度に取り壊すまでの稼働に必要な補修を見込んでおります。

粗大ごみ処理施設では、振動選別機補修工事がございます。その他共通工事では、緊急性を要する故障が発生した際に迅速な対応が行えるよう、所要の経費を計上いたしました。

また予算書に戻りまして、14ページ、15ページ下段の16節、原材料費では、焼却炉のストーカ部品、及び粗大ごみ処理施設の破砕機の部品などを購入するものでございます。18節、備品購入費は、洗濯機及び掃除機、さらに資源物中間処理施設の稼働に伴う工具や各種什器類を購入するものでございます。27節、公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

次に、16ページ、17ページをごらんください。2項1目、塵芥処理場建

設費でございます。8節、報償費は、市民説明会開催時における講師及び手話通訳者への謝礼でございます。9節、旅費は、計画課職員の出張旅費でございます。11節、需用費は、事業用消耗品及び資源物中間処理施設建設工事用説明会のお茶代等でございます。

13節、委託料は資源物中間処理施設周辺地域住民の皆様へ配布するための広報紙業務委託のほか、不燃・粗大ごみ処理施設、及びごみ焼却施設整備に係る各種調査・支援、並びに3市共同資源物処理施設整備工事、及び不燃・粗大ごみ処理施設整備工事の工事監理業務委託でございます。また、資源物中間処理施設の竣工に伴う式典の会場設営等委託料を計上いたしました。

14節、使用料及び賃借料は、会議用の電子黒板借上料でございます。15節、工事請負費は、平成31年度の稼働を目指す3市共同資源物処理施設整備工事、及び平成32年度の稼働を目指す不燃・粗大ごみ処理施設整備工事でございます。

4款、公債費でございます。1項2目、利子は、3市共同資源物処理施設整備工事、及び不燃・粗大ごみ処理施設整備工事に伴う起債の利子の償還でございます。

5款、予備費には、2,332万6,000円を計上いたしました。

18ページから23ページまでは、給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

24ページ、25ページは、債務負担行為に関する調書でございます。

26ページは、地方債現在高に関する調書でございます。

以上が、平成30年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額を含めた、平成30年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

以上でございます。

○議長【関田貢】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○3番【さとう悦子】 お願いいたします。分担金のところなんですけれども、ちょっとお尋ねしたいんですが、毎年これは上がってきているものかということ、また今年1億円上がるということなんです、上がる理由を教えてください。

それから、これは参考資料の10ページの臨時的経費というところと絡んできていることなのかというのを、ちょっとお尋ねしたいのと、それぞれの施設ができた後の見通しがもしわかれば、それを教えてください。

それから、予算書の17ページの工事請負費が19億5,500万出ているんですけど、この内訳をちょっと教えてください。

以上です。

○総務課長【藤野信一】 それでは最初の分担金が1億円、今年度は増額ということになっておりまして、今回施設整備工事請負費についても増えておりますが、その部分、3市共同資源物処理施設の関係でいきますと、工事費が増えておりますので、一般財源分が約4,000万ほど去年と比べて増えております。

それから、その他の例えば電気料金、薬品油脂類、そういった維持管理経費も3,000万ほど増えております。それから建設に伴いまして、調査計画等委託、環境影響評価だとか、そういった部分もやはり4,000万ほど増えておりまして、総体的に見ますと、1億5,000万ほど一般財源として増えております。組合のほうとしましても分担金の急増を防ぐために、財政調整基金の繰り入れをいたしまして調整をしているところでございます。

それから、最後の質問の17ページの施設整備工事費で19億5,500万計上してございます。この内訳でございますが、3市共同資源物処理施設の工事費で、28年度から、30年度が最終年度になります。56%ほどの事業、金額が14億3,372万を予定しております。残りは不燃・粗大ごみ処理施設整

備工事でございまして、金額が5億2,152万1,000円を計上してございます。

以上でございます。

○3番【さとう悦子】 わかりました。3市共同資源物処理施設の整備工事のところ、14億3,000万ほど使うということなんですけれども、住民協議会、住民と一緒に話し合う協議会が開催されたと思うんですが、どうして終わったのかということも含めて、今後どうしていかれるのかということをお教えください。

○計画課長【伊藤智】 ただいまいただきました桜が丘の地域連絡協議会の関係でございますが、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会につきましては、平成29年の11月11日、第46回をもちまして解散をいたしました。

解散の理由といたしましては、東大和市におきまして都市計画決定をいただきまして、その後の建設着手に関するスケジュール等が具体化したこと、また協議会でいただいたご意見等を踏まえて施設の計画に反映したことなどから、一定の役割を終えたということで判断させていただきまして、解散いたしました。

今後は施設の稼働後の運営につきまして協議をする場といたしまして、地域住民の理解を得て、ちょっと名称がこれが正しいかわかりませんが、運営協議会という形で会を立ち上げさせていただく中で、またさらに建設に関する情報等を提供しながら、引き続きご理解をいただくように努めていきたいと考えております。

以上です。

○3番【さとう悦子】 今後とも地域の方々とよく話し合っていていただければと思います。要望いたします。

以上です。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○9番【内野直樹】 ちょっと参考資料の見方を教えていただきたいんですけど、2ページから5ページまでのごみの搬入量の見込みというところなんですけど、2ページで可燃、不燃とありまして、ごみの量が30年の見込み量と、括弧のところは前年度当初予算の見込み量という出方がされているかなと思います。

次のページを見ると、25年度からのもので、28年度まで実績で、29、30が見込みとなされているんですけど、例えば可燃ごみの搬入量で28年度までで見ますと、武蔵村山市と東大和市でいくと武蔵村山市のほうが実績でずっと少ないんですけど、30年度の見込み量でいくと武蔵村山市のほうが多くなるというところが、どうしてそうなるのかという計算方法を。

おそらく1人当たりのごみ量と人口の伸び率等を掛けたら超えてしまうという見込みなのかなという気がするんですけど、そこら辺ちょっと教えていただければと思います。

○業務課長【利光良平】 ただいまのごみ量の推計の件でございますけれども、4ページ、5ページの表がございまして、武蔵村山市のごみ量が30年度増えてきているというところがございますが、おっしゃられたとおり、やはり人口が増という見込みの中で、1人当たりのごみ量等を掛け合わせた場合に増えてくる見込みになっているということでございます。

○9番【内野直樹】 ちなみにその30年度の計算のときの1人当たりごみ量というのは、28年度実績で計算しているのかどうかということと、もしわかれば、3市の1人当たりごみ量を可燃、不燃で出していただくと助かるんですけど。

○総務課長【藤野信一】 先ほどのさとう議員の2番目の質問で、臨時的経費のことでご質問があったと思いますが…。

〔そのことは今の質問が終わった後に〕と呼ぶ者あり〕

○業務課長【利光良平】 1人当たりのごみ量ですが、後ほどお答えしたいと思います。

○総務課長【藤野信一】 先ほどは失礼しました。さとう議員の二つ目の質問で、臨時的な経費ということで、参考資料の10ページでよろしいでしょうか。10ページの一番下のところに臨時的経費として計上しておりまして、委託料、これにつきましては、予算書の17ページに工事監理業務委託というのが7,300万ほど載っておりますが、それを除いた部分が委託料として計上されております。

それからその下の工事請負費につきましては、焼却施設などの燃焼設備の定期補修を除いた工事が、この工事請負費2億8,000万ほどに計上されております。

それから一番最後の普通建設事業費は、不燃・粗大、それから3市共同の関係の工事費が計上されております。工事監理費も一緒に合わせて入っております。

以上でございます。

○議長【関田貢】 ほかに質疑ございませんか。

○7番【中野志乃夫】 まず予算書の17ページに当たるとは思いますけど、3市共同資源物処理施設に関して、もともとこの間、この議会で私もずっと内容に納得いかないという形で質疑をしてきましたし、市民から行政不服審査請求も出されたとは聞いておりますけれども、その辺の動きに関して組合のほうではどう受けとめているのかを、まず1点お答え願いたいと思います。

それとあともう一つ、新ごみ焼却施設に関してですが、どうしても私も納得がいかないことで、この間説明だけ常にされている基本計画案の金額の内容です。そもそもこの基本計画案というのは、事務局の職員が自前で作成している

ものなのか、多少いろいろコンサルタントとか含めて、その上でこういう内容になっているのか、ちょっと基本的なことを確認させてください。つまりごみ焼却施設の建設工事が258億円という金額、あとはそれと解体工事だけのみ書いて、ほかの諸費用はあえて書いていない。

前回のときに聞いたけれども、今大変金額が張ってしまう業務委託料に関しては今年の秋ごろに数値化するという話ですが、それも何で試算を出すのにそのぐらいかかるのか、その辺がよくわかりません、教えてください。

それと、それに関連であわせて、ちょうど日野市、国分寺市、小金井市が同じような施設を3市で発注しました。そこはこの小村大よりも人口の多い組合ですけれども、焼却の規模は日量228トンです。当市の焼却炉よりも小さいものを設置している。金額も昨年11月、その前に入札しているのかと思いますけれども、建設費だけですが、160億ぐらいで入札してやっている。

単純にうちの今の計画で言うと、それより建設工事費だけで100億高い。その理由を建設費の高騰とか、東京オリンピックのため云々との間説明もいろいろされていますけれども、それだけでもどうして納得できないし、その差です。この間のお話ですと、どうしてもその内容に関しては、建設費もろもろのものが高騰しているし、その金額でということで基本計画に入れたかと思えますけれども、これはこのままずっと載せていくつもりなのか。

私からすれば、ある面、今がそういう東京オリンピックに向けた建設費高騰のピークですから、はっきり言ってピークを超えてそれ以上、当然伸びないし、逆に減っていく段階になると思います。そういったときに、計画上、この見直しはどうされるのか、その辺をちょっとお答え願いたいと思います。

○参事（施設更新）【小暮与志夫】 それでは、まず基本計画をつくったときのことですけれども、こちらは計画を策定する支援としまして、コンサルタントが入っております。ただコンサルに全部任せるというわけではござい

ませんので、組合主導といいますか、コンサルには支援を受けながら、いろいろなデータを持ってきたり、そういったことも踏まえながら、基本計画を策定しております。

それから費用の関係ですけれども、現在解体費含めて293億円ということでお示しをさせていただいておりますが、この基本計画の策定段階というところで、詳細な仕様が定まっていない状態でございます。こういったところでプラントメーカーの見積もりを参考に精査をしておりますが、今後年度が明けますと、この基本計画が決定してまいりましたので、これをもとに詳細な要求水準書をつくってまいります。

その段階で、もう一つは事業方式、こういったところも踏まえまして、再度事業費のほうを算定していくということになります。この作業がやはり要求水準書等を策定するために時間を要しますので、今年の秋口までにはそういったものを出していきたいと考えております。ですので、この今提案している金額が、必ずそのとおりということではなく、今後の仕様を固めることによって算出してまいりますので、変更があればそれは変えていくということになります。

それから、浅川清流環境組合の焼却施設に関して、規模が小さいということと費用が安いんじゃないかということでございますけど、まず施設規模に関しましては、それはどれだけのごみ量を処理するのか、それから必ず補修が必要になってきます、炉を停止する期間が必要になってまいりますので、そういった期間をどの程度で見るかといったところが一つの観点になってまいります。

こちらの組合の場合は、通常280日運転で計算するところを292日ということで、稼働率を上げるような形で算定もしております。そういったことを踏まえまして、入ってきたごみ量をやはり確実に安定して処理をしなければいけないということがありますので、その規模をしっかりとこちらの組合の場合は算定したということでございます。

以上でございます。

○事務局長【村上哲弥】 順番が変わってしまって申しわけありません。1点目の行政不服審査の手続がされたはずだがというご質問でございますが、私どもはそういう手続がされたことは把握しておりません。以前市民の方がこちらに質問に来られたときに、住民監査請求を出すかもしれないというお話は聞いておりますけど、それも現在のところでは出ておりません。

以上です。

○業務課長【利光良平】 済みません、先ほどの内野議員からの質問でございます。1人当たりのごみ量というところでございますけれども、武蔵村山市のほうの数字で言いますと、28年度の数字になってしまいましたが、可燃ごみで1人当たり1日538グラムという数字が出てございます。こういった数字と人口の変化等を加味しまして、それで推計ということになってきております。

武蔵村山市のごみ量についてですけれども、東大和市との比較という点では、東大和市のほうで26年10月に有料化をされた以降の傾向としては、武蔵村山市のほうが多くなっている傾向があるということでございます。

以上です。

○9番【内野直樹】 有料化の影響も含めてちょっと聞きたかったので、数字を出してもらったんですけど、ちなみに東大和市さんとか小平市さんと、1人当たりのごみの量の差もちょっと知りたいんですが、すぐ出ないようだったら後日。出ますか。じゃ、教えてください。

○業務課長【利光良平】 先ほど武蔵村山市の可燃ごみの1人当たりということで538と申し上げました。同様の数字で小平市の場合ですと476.7グラム、東大和市の数字だと461.1グラムという数字が出ております。

以上です。

○7番【中野志乃夫】 まず、組合のほうにまだそういう具体的な動きがない

というんだったらそれは了解しました。次に計画に関してですけれども、まずこの計画自体、説明、説明なんだけれども、いつの間にかもう既定事実としてどんどん進行してしまっている現実があって、非常に納得はしかねております。つまりここに書かれている金額、例えば業務委託費はまだちょっと正確に出せないというなら、それはわかりましたけど、例えば一応この間組合側から出されたスケジュールから言えば、当然もっといろいろな必要経費が出せるはずですよ。

ごみ処理の広域支援、それなんかも、金額的には出せるはずなのになぜ出していないのか。つまり焼却炉を建てかえている間に処理し切れないごみをほかの組合にお願いすると。金額的にもどのぐらいかかるか、ほかの例なんかを見ても、大体これはわかるわけですよ。そういった金額もあえて載せていないし、ちょっとその辺がよくわかりません、なぜ出さないのか。

それと、もう一度聞きますけど、浅川清流環境組合ではそういう形で、人口規模が大きいにもかかわらず、より小さなので何とか減量化を図ってやっています。その辺はなぜそこまでうちのほうはできないのかという検討はされたことがあるのか。それと金額的に幾ら東京オリンピックが近いからとかそう言ったとしても、建設費だけでほぼ同規模の焼却炉をつくるのに100億の差がある。組合としては、これはどう理解されているのでしょうか。やはりちょっとこれを何とか変える検討をし直す必要があるんじゃないか、その点はどうか、お願いします。

○参事（施設整備）【片山敬】 まず1点目の基本計画の段階で、委託費用が出していないということが一つ、それから運営管理費、こちらも示されていないというご指摘について回答させていただきます。

基本計画自体は説明させていただいたとおり、基本的な内容を定めたものでございまして、これをもとにまず支援先の要請をしていく、もう一つは要求水

準書の作成をしていくという段階でございます。やっぱり一つ目の支援につきましては、相手先の問題もあり、非常にデリケートな問題でございます。私どもはしっかりこういう形で施設をつくりますというものをお示しして、当該団体におかれましては地域住民に対して説明をし、一定の理解を得られた。それから受け入れできる、できないかの判断をされると思います。その上での単価決定でございますので、なかなか今の段階ではできかねるということでございます。

それからもう一つ、ごみ処理支援については、最も確度の高い支援料、それを予測する。一つは単価でございまして、もう一つは量でございますけれども、やはり基本計画ができてから、また本年度の実績も出ますので、それを勘案しながら実際の委託量がどの程度になるかというのは、直近まで精査して決定していく、見通しを立てていく必要があります。

そういうことで、量の件が一つ、それから相手先の状況によって、値段も変わってきますし期間も変わってくるという状況を鑑みまして、基本計画をもとに今後団体と調整をしていく、こういう段階でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

もう一つは維持管理費の問題でございますけれども、これもこの基本計画をもとに要求水準書をつくる中で、委託の範囲、どこまで委託していくのか。例えば補修工事、修繕含めて、委託管理の中でやっていくとか、または補修工事は組合で行って、その部分は除いて委託をしていくとか、要求水準書の策定段階でそういう委託の範囲を検討いたしてまいりますので、その中で範囲が決まれば一定の委託料の見込み額が出ますので、その段階でお示しできるかなと思っております。

1点目については以上でございます。

〇7番【中野志乃夫】 ちょっと回答が来ない点もありますけど、まず今の点

に関してちょっと再度、要望といいますか、お聞きしたいんですけれども、この基本計画の内容がそういう段階のものであるならば、最後のこの第6章の財政計画で、概算全体事業費という書き方、それ自体は間違いではないんですけれども、さらに計画上どうしても処理し切れないごみは、ほかの組合に焼却してもらった必要性があって、それが結構多額の金額があるとか、まだここに書き切れていないものがありますという書き方をしないと、これだけの費用で全部もう賄えるんだという印象を与えていると思っています。

これは私は意図的にそうしているのかなとは思っているんです。下の財政計画でも、大体地方債交付金云々で一般財源はこれだけのもので済みますという書き方をされていると、何か結構な金額がかかるけど、実際かかる負担はそんなに多くないのかなと、大変な勘違いをされてしまうと思うんです。

けれども、実際に例えば処理し切れないごみを他の組合にお願いするときに、補助金も何もないわけでしょう。全額自分たちで負担しなくちゃいけないわけですよ。そのことを踏まえたなら、この書き方は大変よろしくないというか、誤解を与える。もったきちっと、これだけお金がかかりそうだ、かかるということ踏まえて書くべきではないかと思っております。ちょっとそれはぜひもう一度見直してほしい。要望しておきます。

それとあともう一点も先ほど私が言いたかったのは、答えが出なければ出ないでいいんですけれども、とにかく直近でやった近くの焼却施設では160億ぐらいの建設費をかけていて、だけどうちは250億ぐらいかかりますよと、ばーんともう数字は載せているわけです。そこに100億の開きがある。やはりその100億がなぜそんなに開きがあるのか、具体的に説明すべきだと思うんです。東京オリンピックでいろいろ建設費が高騰しているためにどうしてもしょうがないというなら、そう明記した上で、ピークを超えたら値段は下がるわけですから、当然それを踏まえた検討をしておかないと、数字だけがひとり

歩きしておかしな方向に。

逆に言うと、メーカーにとっては値上がったままで得かもしれないけれども、行政にとっては莫大な費用を捻出しなくちゃいけないという問題がありますので、その点はぜひ留意しておいてほしいと、これは要望しておきます。

○議長【関田貢】 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【関田貢】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論は反対の方からお願いいたします。

○8番【森田真一】 私は平成30年度一般会計予算案に反対の立場から簡単に討論させていただきます。

先ほどからのご説明にありましたとおり、3市共同資源物処理施設整備工事、約14億円ということで、工事整備予算が計上されております。これについては半ば既定事実としてもう走っているわけではありますけれども、しかし依然として近隣住民の皆さんからは十分な了解を得られていない段階の中での計上というのは、これからもいずれにせよ合意は形成していく必要はあるわけですから、非常に合意の障害になるのではないかと考えます。

都市計画決定はされたわけではありますけれども、そうはいいながらも決定に当たって東京都が住民の皆さんから訴えに対して、決定はやむを得ないけれども、この建設については、市の関係者と住民とできちんと十分な話し合いができるように見守りたいというお話もいただいていたことも聞いておりますので、そういったことから、合意を取りつける努力を引き続きやってほしいということも含めて、この予算案には差し当たり反対せざるを得ないと考えております。

以上です。

○議長【関田貢】 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【関田貢】 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

採決につきましては、議案ごとに行います。

最初に、議案第4号「平成30年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「平成30年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【関田貢】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

午前11時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 関 田 貢

小平・村山・大和衛生組合議会議員 山 岸 真知子

小平・村山・大和衛生組合議会議員 森 田 真 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 比留間 朝 幸